

クレジットカードの会員規約・規定・特約の改定について

2020年12月21日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2020年6月1日（月）、および本日、それぞれ掲載いたしました「クレジットカードの会員規約・規定・特約の改定について」に付随したクレジットカードの会員規約・規定・特約（以下「規約等」といいます）の改定について、ご案内いたします。

なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

(1) 効力発生日

2021年4月1日より改定後の規約等が適用となります。

(2) 改定内容

主な改定内容は①から⑤のとおりです。

以下クレジットカードの改定後の規約等（全文）につきましては、本日、当社WEBサイトに掲載いたします。

- ・TOYOTA TS CUBIC CARD
- ・TOYOTA TS CUBIC VIEW CARD
- ・DAIHATSU TS CUBIC CARD
- ・ジェームス TS CUBIC CARD
- ・TOKAI CARD
- ・OSAKA PiTaPa カード
- ・名古屋グランパスオフィシャルカード
- ・リゾートトラストカード

以下クレジットカードの改定後の規約等（全文）につきましては、2021年2月頃、当社WEBサイトに掲載の予定です。

- ・ENEOS カード（C・P・S）
- ・KOBE PiTaPa カード
- ・CGC カード
- ・フィールタウンカード

①ポイントプラス規定の改定

（例）TOYOTA TS CUBIC CARD（個人用）ポイントプラス規定 第9条（本人会員へのポイントのご連絡）

改定前	改定後（2021年4月1日から）
第9条（本人会員へのポイントのご連絡） 第7条に基づき計算された今回のポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、本人会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。また、本人会員は電話その他所定の方法により当社に問い合わせることによって、随時にポイント残高を確認することもできます。ただし、第1条4項に定めるポイントの一部は、ご利用代金明細書上に記載されない場合があります。この場合、当社所定のWEBサイトで、当該ポイント数および蓄積された有効な当該ポイント残高等を確認することができます。	第9条（本人会員へのポイントのご連絡） 第7条に基づき計算された今回のポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、 当社所定のホームページまたは 本人会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。また、本人会員は電話その他所定の方法により当社に問い合わせることによって、随時にポイント残高を確認することもできます。ただし、第1条4項に定めるポイントの一部は、 利用代金明細書上に記載されない場合があります。 この場合、 当社所定のWEBサイトで、 当該ポイント数および蓄積された有効な当該ポイント残高等を確認することができます。

②ポイントクラブ規定*1の改定

（例）ENEOS カード（個人用）ポイントクラブ規定 第9条（本人会員へのポイントのご連絡）

改定前	改定後（2021年4月1日から）
-----	------------------

第9条（本人会員へのポイントのご連絡）	第9条（本人会員へのポイントのご連絡）
1. 第7条に基づき計算された今回のポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、本人会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。また、本人会員は電話その他所定の方法により当社に問い合わせることによって、随時にポイント残高を確認することもできます。	1. 第7条に基づき計算された今回のポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、 当社所定のホームページまたは 本人会員に送付されるご利用代金明細書上に記載されます。また、本人会員は電話その他所定の方法により当社に問い合わせることによって、随時にポイント残高を確認することもできます。

*1:TOKAI CARD、名古屋グランパスオフィシャルカード、リゾートトラストカード、KOBE PiTaPa カードにおいては「ポイントサービス規定」と、CGC カード（ポイント蓄積）においては「CGC ポイントサービス規定」と、フィールタウンカードにおいては「フィールポイントサービス規定」と、それぞれ読み替えます。

③CGC 自動キャッシュバックシステム規定の改定

CGC カード（キャッシュバック用）CGC 自動キャッシュバックシステム規定 第8条（本人会員へのポイントのご連絡）

改定前	改定後（2021年4月1日から）
第8条（本人会員へのポイントのご連絡）	第8条（本人会員へのポイントのご連絡）
1. 第7条の計算に基づき毎月新たに付与されるポイント数は、本人会員に送付されるご利用明細書上に記載されます。また、本人会員は電話その他所定の方法により当社に問い合わせることによって、随時にポイント残高を確認することもできます。	1. 第7条の計算に基づき毎月新たに付与されるポイント数は、 当社所定のホームページまたは 本人会員に送付されるご利用明細書上に記載されます。また、本人会員は電話その他所定の方法により当社に問い合わせることによって、随時にポイント残高を確認することもできます。

④キャッシュバック規定の改定

ENEOS カード（個人用）キャッシュバック定 第5条（運用ランクの決定）

改定前	改定後（2021年4月1日から）
第5条（運用ランクの決定）	第5条（運用ランクの決定）
1. 適用ランクは、両社が定める一定期間内における本人会員のCカード利用代金の累積額に応じて、または両社所定の方法により決定します。	1. 適用ランクは、両社が定める一定期間内における本人会員のCカード利用代金の累積額に応じて、または両社所定の方法により決定します。
2. 適用ランクは、本人会員に送付されるご利用明細書上に記載されます。	2. 適用ランクは、 当社所定のホームページまたは 本人会員に送付されるご利用明細書上に記載されます。
3. 両社は、本人会員もしくはその家族会員が会員規約その他の規定を遵守していないと認めた場合には、本人会員への適用ランクの適用および値引きの実施を拒否または留保することができるものとします。	3. 両社は、本人会員もしくはその家族会員が会員規約その他の規定を遵守していないと認めた場合には、本人会員への適用ランクの適用および値引きの実施を拒否または留保することができるものとします。

⑤OSAKA PiTaPa 会員特約*2の改定

（例）OSAKA PiTaPa カード OSAKA PiTaPa 会員特約 第8条（支払額の通知および残高承認）

改定前	改定後（2021年4月1日から）
第8条（支払額の通知および残高承認）	（削除）
1. トヨタファイナンスは、第5条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予め利用代金明細および利用残高が記載された書面を本人会員の届出住所宛に送付する等の方法により、支払額を通知するものとします。	（削除）
2. 会員の申出がありトヨタファイナンスが認めた場合は、前項の書面を会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等トヨタファイナンスが必要と認める郵便物については本人会員の届出住所宛に送付されることについて会員は異議ないものとします。	（削除）
3. 会員が第1項の通知を受けた後、1週間以内に異議の申立がない場合は、利用明細の内容、利用残高その他当該通知を受けた内容を承認したものとみなします。	（削除）

*2:KOBE PiTaPa カードにおいては「KOBE PiTaPa 会員特約」と読み替えます。